

# 令和8年度 児童クラブ 同意書兼誓約書

児童クラブの入会申し込みにあたり、以下の事項をお読みいただき、各項目の確認欄に☑し、署名してください。

## [ 同意事項 ]

確認欄

1. 入会審査および保護者負担金の決定等に必要な情報を、住民登録担当課・課税担当課・福祉担当課等から取得することに同意します。	
2. 児童の生活状況等について、小学校等の関係機関と情報共有を行うことに同意します。	
3. 住民基本台帳の登録事項や課税状況の確認に基づき、年度途中で保護者負担金が変更となることに同意します。	
4. 保護者負担金の決定に必要な書類の提出や手続きを、指定された期日までに行わなかった場合には、市民税課税世帯の区分で保護者負担金が決定されることに同意します。	
5. 保護者負担金を滞納した場合、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、西条市から支給される児童手当の全部または一部をもって、当該負担金の支払いに充てることに同意します。	
6. 保護者負担金を3ヶ月以上滞納した場合、債権管理担当課への移管や、入会決定の取消し、または利用停止となることに同意します。	
7. 利用児童が危険な行為や迷惑行為を繰り返し、他の児童の安全や活動に支障をきたす場合には、やむを得ず利用停止となることに同意します。	
8. 所定の期日までに休会手続き等を行わなかった場合は、実際に児童クラブを利用していないなくても保護者負担金が発生することに同意します。	
9. 傷害保険加入のため、保険会社へ、児童の氏名・年齢・性別などの個人情報を提供することに同意します。	

## [ 誓約事項 ]

1. 保護者負担金は、納期限までに必ず納付すること。また、保護者負担金が未納となった場合は、速やかに納付すること。	
2. 入会申込以後において、世帯構成（婚姻・離婚等）、入会理由（就労・疾病等）、課税額の変更等、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに西条市に届け出ること。	
3. 入会を必要とする理由が認められなくなった場合は、退会すること。	

西条市長 様

令和8年度放課後児童クラブ概要・申込方法について、内容を確認し申込いたします。

以上の事項について同意し、入会申込書及び提出書類に虚偽がないことを誓約します。

令和 年 月 日

[ 児童クラブ ]

児童氏名

\_\_\_\_\_

保護者氏名 [ 父・母・その他 ( ) ]

\_\_\_\_\_

保護者氏名 [ 父・母・その他 ( ) ]

\_\_\_\_\_

\*児童の保護者（父母、扶養義務者）がそれぞれ自署してください。